

豊橋市公金管理検討会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市公金管理指針（平成23年4月1日施行）第4の規定に基づき設置する豊橋市公金管理検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討会議における検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 公金運用の基準に関すること。
- (2) 預金等による運用に係る金融機関又は証券会社の選定に関すること。
- (3) 指定金融機関及び収納代理金融機関の指定に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議の構成は、次のとおりとする。

会 長 副市長

副会長 財務部長、会計管理者

委 員 総務部長、産業部長、市民病院事務局長、上下水道局長、財政課長

- 2 会長は、前条に規定する事項を調査研究させるため、会長の指定する関係課の職員をもって組織するワーキング部会を設置することができる。

(会議)

第4条 検討会議は、必要の都度開催し、会長が総理する。ただし、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。この場合において、職務を代理する順序は財務部長、会計管理者の順とする。

- 2 緊急やむを得ない場合は、持ち回り決議により、検討会議の開催に代えることができる。
- 3 検討会議は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、会計課において行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。